

令和 8 年度公立保育所等ねずみ及び害虫駆除等総合防除業務 仕様書

1 業務名

令和 8 年度公立保育所等ねずみ及び害虫駆除等総合防除業務

2 目的

本業務は、東広島市立保育所・認定こども園（以下「保育所等」という。）調理場において衛生的で安全な環境を保つため、安全な薬剤・資材を有効適切に使用しねずみ及び衛生害虫の発生、侵入の防止、侵入経路の遮断をすることを目的とする。
※衛生害虫：ゴキブリ、ハエ、病原微生物を媒介する等、人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある虫。

3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

4 履行場所

寺西保育所ほか 2 2 施設（別紙参照）

5 業務に当たっての基本事項

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 4 5 年法律第 2 0 号）第 1 2 条の 2 第 1 項第 7 号の建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受けていること。
- (2) 厚生労働省による「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成 2 9 年 6 月 1 6 日改正）及び「建築物環境衛生維持管理要領」（平成 2 6 年 3 月 3 1 日改正）に準じて行うこと。
- (3) 乳幼児を対象とする保育施設であることを充分理解した上で業務を行うこと。
- (4) ねずみ及び衛生害虫に関する保育所等からの質疑に対し、迅速かつ的確に回答すること。

6 業務の内容

(1) ねずみ及び衛生害虫総合防除

年 2 回（4 月から 6 月及び 9 月から 1 1 月）、履行期間中調理室内・食品庫及びその周辺に発生するねずみ及び衛生害虫総合防除作業を行うこと。

(2) 保育所等の実施するねずみ及び衛生害虫の調査への助言及び発生時の調査

保育所等の生息調査結果により、ねずみ及び衛生害虫の発生が認められた場合は、各施設長と協議の上、対策（薬剤処理、捕獲等）を速やかに講じること。ま

た、侵入経路を調査すること。なお、ねずみ・衛生害虫の発生が認められた場合、対策（薬剤処理等）を速やかに講じるため、毎月定期検便を行うこと。

- (3) その他、保育所等における衛生管理に万全を期するために臨時の対応が必要となる場合は双方協議の上、対応を決定する。

7 使用する薬剤

使用する薬剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条又は第19条の2の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。なお、薬剤の使用に当たっては、事前に製品安全データシートを提出すること。

8 業務従事者

- (1) 業務従事者は、防除作業監督者の資格者であること。
- (2) 業務従事者は、検便検査（検査項目 赤痢菌・サルモネラ・腸チフス・パラチフス・腸管出血性大腸菌（O-157を含む））の結果で異常を認められなかった者であること。

9 業務の報告事項

- (1) 業務従事者の所属・氏名を保育課に報告し、有資格者証の写しを添付すること。
- (2) 毎月の定期検便検査の結果報告を防除作業実施までに保育課に提出すること。
- (3) 防除作業報告書を実施月の末日までに保育課及び各保育所等に提出すること。
防除作業報告書には、保育所等の実施する衛生害虫調査用トラップ等を設置すべき場所を示した平面図を記載すること。
- (4) 防除作業報告書は「建築物環境衛生維持管理要領」に基づき作成すること。

10 業務に当たっての留意点

- (1) 使用薬剤の安全管理には万全の注意を払うこと。特に殺鼠剤については、安全な配置、安全な回収を図ること。殺虫剤の散布については、調理器具・食品等を汚染しないように留意すること。
- (2) 保育所等の運営の支障とならないこと。
- (3) 業務従事者は常に健康に留意し、業務実施時には、清潔な白衣・帽子・マスク及び専用の靴を着用することとし、その場合の白衣等の費用は受注者の負担とする。

11 その他

- (1) 受注者は、総合防除の実施日時について各保育所等と調整の上、前月 25 日までに保育課に提出すること。なお、業務実施時間は、調理作業時間を避けるため、15時から各保育所等の閉所時間までを原則とする。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は双方協議の上、対応を決定するものとする。

12 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市こども未来部 保育課 保育環境整備係

電 話 (082) 420-0934

F A X (082) 422-6669

別紙

地区	番号	保育施設名	所在地	電話番号	調理施設面積 (㎡)
西条	1	寺西保育所	西条町寺家 7735-3	082-423-4138	30.8
	2	西条東保育所	西条西本町 11-24	082-423-6987	53.3
	3	板城保育所	西条町森近 966-1	082-425-1101	44.8
	4	郷田保育所	西条町郷曾 11133-2	082-425-0576	40.2
	5	御菌宇幼稚園	鏡山 3-6-27	082-422-4640	70.4
八本松	6	吉川保育所	八本松町吉川 351-1	082-429-1055	20.6
	7	原保育所	八本松町原 6782-1	082-429-0950	24.2
志和	8	志和堀保育所	志和町志和堀 839-6	082-433-2515	53.7
高屋	9	高屋東保育所	高屋町白市 631-1	082-434-0303	48.7
	10	小谷保育所	高屋町小谷 1694	082-434-0537	32.0
	11	造賀保育所	高屋町造賀 3686	082-436-0012	44.0
	12	認定こども園たかや	高屋町杵原 1276	082-434-4032	40.4
黒瀬	13	板城西保育所	黒瀬町小多田 438-1	0823-82-5051	52.8
	14	上黒瀬保育所	黒瀬町南方 1411	0823-82-5243	41.0
	15	乃美尾保育所	黒瀬町乃美尾 2131	0823-82-5241	41.0
	16	中黒瀬保育所	黒瀬町丸山 1453-4	0823-82-3122	46.1
	17	暁保育所	黒瀬町津江 857	0823-82-3121	41.2
福富	18	認定こども園くば	福富町久芳 3327	082-435-2034	24.6
	19	認定こども園たけに	福富町下竹仁 534-2	082-435-2371	12.0
豊栄	20	認定こども園とよさか	豊栄町鍛冶屋 577-1	082-432-2019	50.1
河内	21	河内西保育所	河内町河戸 802-2	082-438-0283	18.2
安芸津	22	木谷保育所	安芸津町木谷 11218-1	0846-45-4322	20.3
	23	三津保育所	安芸津町三津 5545-2	0846-45-2170	59.1